

構内放置自動二輪車の一斉撤去・処分について

通知・警告・通告期間：平成27年6月1日(月)～平成27年10月2日(金)

実施方法：

- ① 構内に駐車されている自動二輪車で、平成27年度の未登録車全てに、**通知書**を取り付けます。
- ② 通知書が取り付けられた自動二輪車を今後も構内で利用する場合は、通知書を取り外し、
速やかに登録して下さい。(利用しない場合は所有者が移動・処分して下さい。)
- ③ 通知書が取り付けられた状態で1か月が経過した自動二輪車に**警告書**を取り付けます。
- ④ 警告書が取り付けられた状態で2か月が経過した自動二輪車に**最終処分通告書**を取り付けます。
- ⑤ 最終処分通告書が取り付けられた状態で1か月が経過した自動二輪車は、所有する意思が無い
放置自動二輪車として、撤去・処分します。

※ 御不明な点がございましたら、本部環境課までお問い合わせください。

担当：江田，上田，松浦（内線 2 2 2 5 9）